

平成19年度における申告・納付のポイント

事業主の皆様へ

○ 他の都道府県へ事業場を移転した場合

本来、一般拠出金の納付は、労働保険料の確定精算をする際に同時に行いますが、18年度中に都道府県をまたぐ事業場移転をした場合に限り、移転後の新労働保険番号による年度更新の際に、移転前に支払った賃金も含めた賃金総額を基に一般拠出金を算定・納付することとなります。



移転前の労働保険番号に係る確定保険料 = $A \times$ 労働保険料率
 19年度年度更新で納付(精算)する移転後の労働保険番号に係る確定保険料 = $B \times$ 労働保険料率
 一般拠出金 = $(A+B) \times$ 一般拠出金率(0.05/1000)

○ 個別事業から継続被一括事業となった場合

本来、個別事業から継続被一括事業に加わることであった場合、個別事業の期間に係る労働保険料の確定精算を行うこととなるため一般拠出金も同時に納付することとなりますが、18年度中に継続被一括事業に加わることであった場合に限り、19年度の年度更新の際に指定事業が個別事業の期間に支払った賃金も含めた賃金総額を基に一般拠出金を算定・納付することとなります。



被一括事業となる前(個別事業)の確定保険料 = $A \times$ 労働保険料率
 指定事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料 = $B \times$ 労働保険料率
 指定事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金 = $(A+B) \times$ 一般拠出金率(0.05/1000)

○ 継続被一括事業から個別事業となった場合

18年度途中で継続被一括事業から個別事業となった場合、労働保険料の確定精算及び一般拠出金については、指定事業であった事業と個別事業がそれぞれ各々の期間に支払った賃金総額を基に算定・納付することとなります。



個別事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料 = $A \times$ 労働保険料率
 個別事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金 = $A \times$ 一般拠出金率(0.05/1000)
 指定事業であった事業が19年度年度更新に納付(精算)する確定保険料 = $B \times$ 労働保険料率
 指定事業であった事業が19年度年度更新に納付する一般拠出金 = $B \times$ 一般拠出金率(0.05/1000)